

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月9日から49年2月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を47年11月9日、資格喪失日に係る記録を49年2月21日とし、当該期間の標準報酬月額を47年11月から48年6月までは3万9,000円、同年7月から49年1月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年秋頃から49年2月頃まで

昭和46年秋頃から49年2月頃まで、株式会社AB営業所でC業務として勤務した。

申立期間の年金記録を確認したところ、株式会社AB営業所での厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

株式会社AB営業所に採用となった時、同社に厚生年金保険被保険者証を提出したことを記憶しているので、厚生年金保険に加入していたと思う。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年11月9日から49年2月20日までの期間について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人は、株式会社AB営業所でC業務として勤務していたと認められる。

また、申立期間当時の株式会社AB営業所の所長及び同社本社の経理事務担当者は、いずれも「株式会社Aでは、社会保険事務は、D本社で一括して取り扱っており、全員、採用と同時に厚生年金に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。同社では、従業員は全員、正社員として採用しており、試用期間が無く、また、パート等の身分の者もいなかった。」と供述し

ている。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同職種（C業務）の女性二人を含む同僚6人については、いずれも当該期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる上、申立人の前任者とされる同僚についても、同被保険者資格が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月9日から49年2月21日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人と年齢の近い同僚の記録から判断すると、昭和47年11月から48年6月までは3万9,000円、同年7月から49年1月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否かについては不明としているが、株式会社Aの申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年11月から49年1月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年秋頃から47年11月8日までの期間について、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、株式会社Aにおいて、47年11月9日に被保険者資格を取得し、49年2月20日に離職しており、当該期間について被保険者資格を取得した記録が確認できない。

また、申立人が、株式会社AB営業所の先輩として名前を挙げた同僚は、「私は、昭和47年10月に株式会社AB営業所で採用となった。申立人は、私より少し後に同社B営業所で採用となった。」と供述しており、これは、上記の申立人に係る雇用保険の被保険者記録、当該同僚に係る雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録と符合する。

さらに、株式会社Aは、オンライン記録によると、平成11年4月*日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同年3月*日に解散しているほか、申立期間当時の事業主は、「当時の申立人の取扱いについては関与していない。」としていることから、申立人の当

該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、供述及び関係資料を得ることができない。

このほか、当該期間において、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、同年4月から平成3年4月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和52年4月から平成3年4月まで

国民年金の加入手続について、記憶していないが、昭和51年4月頃、A市役所から国民年金保険料の督促状が届いたため、B団体の関係者二人と一緒に同市役所へ行き、約1年間分の保険料として3,000円を納付した。

昭和52年度の国民年金保険料については、私が保険料の申請免除手続を行い、53年度以降の保険料については、53年5月に婚姻したことから、妻が私と妻の保険料の申請免除手続を行っていた。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については国民年金保険料を納付し、申立期間②については保険料の申請免除手続を行ったと主張しているが、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない上、当該期間の保険料の未納記録は、オンライン記録から、平成12年9月12日付けで遡って国民年金被保険者資格記録が追加されたことにより発生したものであることが確認できることから、当該期間当時、申立人は、国民年金に未加入であったと考えられる。

また、申立期間①について、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付した際に、A市役所に同行したとされるB団体の関係者のうち申立人が名前を挙げている一人は、「申立人の名前は記憶に無い。当時、会員から国民健康保険の相談を受けることはあったが、国民年金の相談は受けていなかった。」と供述している。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和53年5月に婚姻する以前は、自分で国民年金保険料の申請免除手続を行ったとし、また、婚姻後は、申立人の妻が、夫婦二人分の保険料の申請免除手続を行ったと主張しているが、その妻も、申立期間②のうち、国民年金の加入期間は、申立人と同じく保険料が未納となっている。

加えて、申立期間は約15年と長期間である上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたこと、又は申請免除手続を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、及び保険料の納付を免除され得る状況にあったことや免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと又は免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立人が申立期間②の保険料を免除されていたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案990

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月1日から45年12月1日まで
A会社に勤務していた親戚の紹介により、昭和42年5月1日から45年11月30日まで、B市内に所在した同公社の事業所に勤務し、C業務に従事した。
国の年金記録を確認したところ、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務及び事業所に勤務するに至った経緯に関する具体的な供述内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB市内に所在するA公社の事業所に勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月1日から43年2月3日までの期間において、別の事業所（D株式会社）で被保険者資格を取得していることが確認できる上、同年2月4日から45年11月30日までの期間においては、被保険者記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月1日から43年2月3日までの期間において、別の事業所（D株式会社）で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、これは、上記の雇用保険の被保険者記録とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人に当該事業所を紹介したとする親戚の同僚は、既に死亡している上、申立人は、ほかの同僚の名前を記憶していないことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、供述を得ることができない。

加えて、申立人は、当該事業所の所在地について、明確に記憶していないこ

とから、A公社関係事業所の適用状況一覧において、申立期間当時、B市内で厚生年金保険の適用事業所として確認できる17事業所について、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。